

## 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と（ ）（以下「乙」という。）とは、次の各項により契約を締結する。

### （業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所吸収式冷温水機修繕業務（以下「修繕業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受託する。

2 乙は、修繕業務の実施に伴い、万一、施設の機能に異常を認めるときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従うものとする。

### （修繕業務料）

第2条 甲は、乙に対し、修繕業務料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

### （修繕業務の期間）

第3条 乙は、契約締結日から平成29年2月28日までの間に修繕業務を行うものとする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、修繕業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
  - (2) 修繕業務を遂行することが困難であるとき。
  - (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配しているものが暴力団関係者（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等を含む。）であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、修繕業務の全部若しくは一部を支払わないことができる。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して修繕業務の遂行状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(検査)

第9条 乙は、修繕業務を完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙立会のもとに検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、その責任において遅滞なく是正又は改善をして甲の再検査を受けなければならない。この場合における前項の期間は、甲が乙から是正又は改善を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(修繕業務料の支払い)

第10条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により修繕業務料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に修繕業務料を支払うものとする。

(支払及び検査の遅延)

第11条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その

全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
- 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第12条 乙は、修繕業務の関係書類を修繕業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、修繕業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙